

## 環境再生の考え方について

岩手県

## 1 検討目的

- (1) 国が制定しようとしている新たな法律（仮称：特定産業廃棄物に起因する支障の除去に関する特別措置法）においては、概ね次のような枠組みを検討しており、県が策定する「原状回復等措置推進計画（仮称）」に基づいて原状回復等を実施することとされている。
- ① 10年間の时限立法であり、向こう10年以内で原状回復を図るものであること。
  - ② 計画の策定にあたっては、市町村等の意見を聴くなどの手続きを要するものであること。
  - ③ 計画の構成
    - ア 具体的事業内容（原状回復の方法、期間、事業費等）
    - イ 県の取組み状況の検証（行政責任の検証、不適正処分に関与した行為者・排出事業者に対する責任追求等について）
    - など
- (2) 両県とも新年度から除去事業を開始することとしており、事業目標を定め、事業目標の実現に向けた具体的なスケジュールを検討し、「原状回復等措置推進計画（仮称）」を策定する必要があること。
- (3) 事業目標は、廃掃法の範囲内としての「原状回復」、県土としてのるべき姿を目指す「環境再生」の二つの段階を設定し実現していくこととなるが、これらの関係を整理・確認する必要があること。
- (4) これまでに発した措置命令内容を踏まえ、原状回復の手法を検討する必要があること。

## 2 用語の定義

## (1) 原状回復

廃掃法に基づく措置命令の範囲内での原状回復

- ① 一義的には、不法投棄される前の状況に回復させること
- ② 生活環境への支障の除去全般について包括的に含めるかどうか、その場合の具体的な内容については検討する必要がある

## (2) 環境再生（＝現場の最終形態）

県土としてのるべき姿の状態を実現すること

- ① どの程度の環境再生レベルとするかは、行政コスト、管理形態、地元の意向等を十分に踏まえ、検討していく必要がある
- ② 環境再生が実現した後においても、十分なモニタリングを継続的に実施していくことが必要

### 3 不法投棄等の特性

これまでの調査結果等から、東側地域と西側地域とでは、それぞれ次のような状況にあり、いわば東側では比較的広いエリアにゲリラ的な投棄、西側では比較的狭いエリアに大量の投棄といった特性が確認されており、この特性に応じた対応が肝要である。

- (1) 投棄面積（東側：15ha 西側：12ha）
- (2) 投棄量（東側：15万m<sup>3</sup> 西側：67万m<sup>3</sup>）
- (3) 投棄形態（東側：①16カ所にブロック区分ができるゲリラ的な投棄。  
②ブロック単位でほぼ同様な種類の産廃が投棄。  
西側：①一体のエリアに大量投棄。 ②産廃、土砂等が層状に混在。）
- (4) 地形状況（東側：相対的に標高が高く、尾根部に位置しており周囲からの水の供給可能性は少ない。  
西側：相対的に標高が低く、沢地形部を中心に流水が認められる。）
- (5) 地下水状況（東側：地下水が確認されないボーリング孔、透水性の小さい地盤の存在のほか、限界揚水量の小ささなどから地下水賦存量が少ないと考えられるが、調査結果について専門家の意見等を踏まえ検討中である。  
西側：流水等が確認されている。）

### 4 措置命令との関係

- (1) 本県では、平成12年度に交付した措置命令書で、「投棄された全ての廃棄物と汚染土壤を撤去し原状を回復すること」を命令している。
- (2) 従って、法的対応にも鑑み、現場の原状回復を図ることが必要。

### 5 本県の考え方

- (1) 環境再生  
原状回復を基本に、今後、地元との合意形成を図りながら、周囲の状況と調和が図られるよう生態系の回復を図ることを目標とする。（例えば、「森林」。）
- (2) 原状回復  
環境再生を実現する上で支障となる廃棄物等の除去を行うこととする。
- (3) 廃棄物の除去手法  
本県では特別管理産業廃棄物について平成15年度から概ね3年程度で除去することとしており、さらに5年程度でその他の廃棄物等についても除去する考えである。  
なお、現在実施中の地質調査結果等の検討を踏まえ、必要性が認められれば、除去作業に当たって、次のような対策を図る。
  - ① 現地作業時の影響による地下水を媒体とした汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えば仮設鋼矢板等による汚染拡散防止措置を計画する。
  - ② 現地作業時に風を媒体とした汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えば仮設テント等による汚染拡散防止措置を計画する。
  - ③ 降雨による地下浸透水が有害廃棄物に接触することにより、汚染拡散の可能性が考えられる場合は、例えばシート等による表面遮水措置を計画する。

## 資料4-2

【青森県】

### 環境再生の考え方について

#### 1 検討事項

- (1) 原状回復に係る調査・方策については、技術部会で検討することとなっており、その中で、有害廃棄物の基準を、現場の廃棄物の特性（種類、量、有害性、投棄形態等）の分析・評価を踏まえて検討することとなっている。
- (2) 「原状回復」した上で、「環境再生」へとステップアップを図っていくこととなるが、環境再生の検討に当たっては、事業主体、費用、土地所有権等整理すべき課題が多いことから、合同検討委員会で整理すべき課題を検討した上で環境再生の方針を議論する必要がある。
- (3) また、措置命令と代執行、原状回復及び環境再生の関連についても整理しておく必要がある。

#### 2 用語の定義

- (1) 措置命令  
廃棄物処理法により生活環境保全上の支障を除去するために必要な範囲内で命令
- (2) 代執行  
措置命令を発せられた者が従わない場合に行政庁が自ら措置命令の範囲内で実施
- (3) 原状回復  
措置命令の実行又は代執行により、不法投棄前の森林、採草地として利用可能な状態とする
- (4) 環境再生  
原状回復後の土地についての最終的な形態  
(事業主体、行政コスト、管理形態、地元の意向等を十分に踏まえ、検討していく必要がある)

#### 3 環境再生を検討するための課題

- (1) 環境再生の検討に当たって、住民等の意向等をくみ上げるための手法をどうするのか。
- (2) 土地所有者の土地利用を制限し、環境再生の検討結果に従わせる法的手段はあるのか。
- (3) その他、環境再生検討の前提として整理しておくべき課題はないのか。